

政省令の制定改廃の状況

令和 8 年 9 月 28 日
政策統括官(統計制度担当)

法令の題名	改正等の内容	公布年月日
日本学術会議法の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令 (令和 8 年政令第 286 号)	法人の追加 統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）第 1 条 に法人の追加を行うもの	R8. 9. 16

(注) 本表は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 45 条の 2 の規定に基づき統計委員会の意見を聴かなければならないとされている政令の制定若しくは改廃の立案又は総務省令の制定若しくは改廃をしようとする場合のうち、同条ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを記載している。